



平成26年5月16日

各 位

会社名 三和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 俊 隆
コード番号 5929 東証1部
問合せ先 執行役員総務部長 佐塚 達人
(TEL 03-3346-3019)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成23年6月24日開催の第76期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を行いました（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期間は平成26年6月26日開催予定の第79期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされておりま。

そこで、当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、平成26年5月16日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、現行プランについて所要の修正を加えた上で更新すること（以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本プランを決定した取締役会においては、社外取締役を含む全取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役を含む監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

現行プランの更新に際しての改定の主な内容は以下の通りです。

- ①意向表明書（下記3.「本プランの内容」(2)に定義されます。以下同じとします。）の内容の見直しを行ったこと
- ②買付情報（下記3.「本プランの内容」(2)に定義されます。以下同じとします。）の内容の見直しを行ったこと
- ③独立委員会の手続について整理したこと
- ④株主意思確認総会（下記3.「本プランの内容」(4)に定義されます。以下同じとします。）についての記載の見直しを行ったこと

また、平成25年5月に長期経営ビジョン『三和グローバルビジョン2020』をスタートさせたことにより、下記2.(1)「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の実現に向けた取組みについて」の記載内容を見直しております。

記

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業

価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

- ①お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する
- ②世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる
- ③個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国・欧州・中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「日・米・欧における『動く建材』の不動のトップ・ブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

具体的には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量取得を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の実現に向けた取組みについて

当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成 25 年 5 月に策定した長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン 2020」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上を実現して行く考えであります。

(a) 長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン 2020」による企業価値の向上への取組み

当社グループは、長期経営ビジョン『三和 2010 ビジョン』（平成 13 年から平成 24 年）にて掲げた基本方針に基づき、国内においては、シャッター依存型からドア・フロント・間仕切・ステンレスなどの多品種化を進展させました。また、欧州・アジア各地域への進出により、日本、米国、欧州、アジアの 4 極に拠点を築き、グローバル化の基礎を構築しました。残された課題としては、アジア事業の拡大、サービス事業のグローバル展開、グローバルシナジーの強化などがあります。以上の成果と課題を踏まえ、『三和 2010 ビジョン』の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン『三和グローバルビジョン 2020』を次のとおり策定しました。

【三和グローバルビジョン 2020】

「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全・安心・快適な商品とサービスを提供する。

目指す姿

- 日・米・欧における不動のトップブランド
- サービス分野のビジネスモデル確立
- アジアを中心とした新興国でのシャッター・ドア事業を拡大し、トップブランドに育成する
- グローバル市場におけるグループシナジーの推進

(b) 当社グループの現状及び企業価値を高める具体的施策

当社は、平成 8 年 6 月に米国においてシャッター、ガレージドア等の主要メーカーであるオーバーヘッドドアコーポレーション（以下「オーバーヘッドドア社」といいます。）の経営権を取得し、平成 15 年 10 月には欧州第 2 位のドア・シャッターメーカーの Novoferm グループの経営権を譲受けました。また、平成 16 年 4 月には、中国において上海宝钢集団の子会社上海宝钢産業発展社とビル用シャッター、オーバーヘッドドア等を製造・販売する合弁会社を設立し、日本・米国・欧州・中国の 4 極体制を整えました。

そして、平成 19 年 10 月には、当社グループの運営の戦略的機能を強化・集中させるために当社を持株会社とする持株会社制に移行し、平成 21 年 12 月には、オーバーヘッドドア社は、米国の住宅用ガレージドア、商業用ドアにおいて高い商品開発力と最新の生産設備を持っているウェインダルトン社よりドア事業を取得しました。

また、三和グローバルビジョン 2020 の実現に向けて、平成 25 年から「グローバル・メジャー」としての基礎を確立する 3 ヶ年として、以下の重点方針を掲げ『第一次 3 ヶ年計画』をスタートさせました。

《重点方針》

○日・米・欧のコア事業におけるリーディングポジションの強化

国内グループ会社：国内グループの総合力を発揮し、不透明なマーケット環境への対応を強化する。

米国グループ会社：米国経済の回復を確実に取込み、コア事業の強化および成長分野への取組みを更に推進する。

欧州グループ会社：構造改革やコスト削減により、欧州財政危機に対して現行事業の基盤強化を図り、新製品開発や新規市場の開拓により成長を目指す。

○サービスを中心としたビジネスモデルの拡大

国内グループ会社：メーカー直営、地域密着・地域No.1の販工店としての基盤強化

米国グループ会社：川下統合戦略による成長フロンティア拡大

欧州グループ会社：メーカーから顧客へのソリューション提供会社への変革

○アジア事業の事業基盤の確立

ローカル物件の対応強化など、各地域の重点課題に対策を打つことで、現地市場に合ったビジネスモデルを確立する。

○新興国市場への戦略的展開

日本・北米・欧州や既存アジア地域以外の地域についても、将来的な成長のために進出を図る。

○グローバル・シナジー効果の発揮

日・米・欧・アジアのグループネットワークを最大限活用した戦略商品の共同開発・資材調達・製品相互供給などを拡大し、グローバル企業に相応しいシナジー効果を実現する。

以上の事項を実行し、強靱なグループ企業体質を構築し、中長期的に企業価値を高め、株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させていきます。

(2) 企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンス及び企業の社会的責任への取り組みの強化を図っております。

(a) コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図ってまいりました。また、経営の客観性、公正性を高めるため、社外取締役1名、社外監査役2名をそれぞれ選任しており、いずれの社外取締役、社外監査役も独立役員として指定しております。

当社は、今後も、コーポレート・ガバナンスの強化に注力し、効率性かつ透明性の高い企業経営を実現することで企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(b) 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進してまいります。

3. 本プランの内容（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容）

(1) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得を抑止するとともに、大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの発動及び不発動に関する手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において新株予約権（その主な内容は下記(7)「本新株予約権の概要」において記載されるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(b) 独立委員会の設置

本プランにおいて、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は本新株予約権の取得等の判断について、当社経営陣（社内取締役、執行役員）の恣意的な判断を排除

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

するため「独立委員会規則」（その概要については別紙1をご参照）に従い、独立委員会を設置するものとします。なお、本プラン更新時における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりとなる予定です。

(c) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(d)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(d) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、独立委員会が適宜合理的に定める回答期間内に、別紙3「買付情報」に記載する買付等に係る情報（以下「買付情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

(3) 買付等の内容及び方法の検討・分析、買付者等との交渉、代替案の提示等

(a) 買付者等に対する追加的情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が買付情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、当該買付情報を追加的に提供していただきます。買付情報の追加提出の要求の最終の回答期限（以下「最終回答期限」といいます。）は、買付説明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。

(b) 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び上記(a)のとおり追加提出を求めた買付情報（以下「追加情報」といいます。）が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び買付情報の内容、当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の検討・分析等を行うため、当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含みます。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することがあります。かかる要求がなされた場合は、当社取締役会は独立委員会の定めた回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）までに当該情報等を提供するものとします。

なお、当社グループは、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常に

お客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスを提供することにより、当社グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。よって、当社取締役会といたしましては、買付者等の買付等の内容についてグループ全体の企業価値及び株主共同の利益を毀損しないか等多面的に評価・検討し、慎重に意見を取り纏めるため、取締役会検討期間と委員会検討期間（下記(c)「独立委員会による検討作業」において定義されます。）とをあわせて、最大 90 日間の検討期間が必要と考えております。

(c) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、最終回答期限の翌日を起算日として、（取締役会検討期間と合わせて）最大 90 日間、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、当社取締役会の提出した代替案（もしあれば）の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行うものとします（以下、かかる検討、情報収集等を行う期間を「委員会検討期間」といいます。）。

独立委員会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するため、当社の費用負担で外部の投資銀行（フィナンシャル・アドバイザー）、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買付等の内容の改善のため、必要に応じて、直接又は間接（当社取締役会等を通じて）に買付者等と協議・交渉等を行い、また当社取締役会の代替案（もしあれば）等の株主等に対する提示等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、委員会検討期間の満了時まで、本プランの発動等の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は買付者等の買付等内容及び方法の検討、買付者等との交渉等、代替案の検討等のために合理的に必要とされる範囲内（但し、30 日を超えないものとします。）で、委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

(4) 独立委員会による勧告等の手続

(a) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等の買付等が(6)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」といいます。）のいずれかに該当すると判断した場合、当社取締役会に対して、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、独立委員会は、買付等について発動事由のうち発動事由その 2 の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止について決議し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降その行使期間初日の前日までにおいては本新株予約権の無償取得を含む当社の行うべき行為について新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、本発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、かかる判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(b) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(c)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該総会の決議に従い決議を行うものとします。

(c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(i)独立委員会が、上記(4)(a)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、委員会検討期間が開始した事実並びに委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当ての要件

買付者等の買付等の内容及び方法が、下記のいずれかに該当する場合には、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」に定める手続により、本新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。なお、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」のとおり、下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合

理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 次の①ないし④の行為により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等の場合

- ①株券等を買占め、その株券等について会社関係者に高値で買取りを要求する行為
- ②会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な資産（製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、顧客や調達先との取引等）を廉価に移譲させる等、当社グループの犠牲の下に買付者等やそのグループ会社の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配し、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を実施させるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等を高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式を買付けられない場合、二段階目の買付にかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで株式の買付を行うこと）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等

(c) 買付等条件等（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画を含む）が当社の本源的価値に鑑みて不十分あるいは不適切な買付等

(d) 当社の持続的な企業価値の増大のために必要な当社グループの従業員、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値が害されること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等

(7) 本新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は、(i)買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、及び(ii)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を当社取締役会が定める一定の日（以下「割当日」という。）の全ての株主に対し、その有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償割当てすることを予定しております。本新株予約権の詳細は、別紙4「新株予約権の概要」をご参照下さい。

(8) 本プランの更新手続

本プランの更新については、本定時株主総会において、当社定款第14条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案について株主の皆様の承認を得ることを条件とします。

(9) 本プランの有効期間並びにその廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後平成29年3月期に係る定時株主総会

(平成 29 年 6 月開催予定) 終結の時までの 3 年間とします。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に、上記株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランの修正又は変更を行うことができるものとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合、当社取締役会はその内容その他の事項について速やかに情報開示を行うものとします。

4. 本プランの合理性

当社取締役会は、上記2.「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて」記載の各施策が、いずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の(1)ないし(6)記載のとおりです。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に更新されます。更に、その有効期間は平成 29 年 3 月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの 3 年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、株主の総体的意思が反映されることとなります。

(2) 独立性の高い社外者の判断

本プランは、その発動等に係る手続において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、客観的な判断を行うために独立委員会を設置します。独立委員会は、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者から取締役会が選任した者によって構成され、独立性を確保します。

(3) 本プラン発動のための客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切とされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当

性の原則)を充足していると思料します。

(5) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記 3.(1)の「本プランの目的」に記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等と交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3.(9)の「本プランの有効期間並びにその廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本プラン更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の利益に直接具体的な影響を生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める一定の日(割当期日)における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、その保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間に係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間の前日までに当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価

値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書面（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める価額を所定の方法により払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、本新株予約権の行使の方法及び当社による取得の方法の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、その内容をご確認ください。

以上

「独立委員会規則の概要」

- (1) 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- (3) 当初の独立委員会の任期は、原則として本プランの有効期間の満了時までとする。但し、当社社外取締役又は当社社外監査役が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。独立委員会規則に定める員数を満たさなくなった場合、取締役会は上記(i)(ii)の独立委員会委員の要件を備えた者の中から補欠の委員を選任する。補欠委員の任期は、現任者の任期までとする。
- (4) 独立委員会は、以下の各号に規定される事項について決定し、決定内容にその理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。なお、独立委員会の各委員は、委員会の決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の保身、個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当ての実施等
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤委員会検討期間の延長の決定
 - ⑥買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧当社取締役会に対する買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案の提供の要求並びにこれらの検討
 - ⑨株主意思確認総会招集の要否の判断及びその目的の決定
 - ⑩本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑪本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑫その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
 - ⑬当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (5) 独立委員会は、必要な情報収集を行うために当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- (6) 独立委員会は、当社の費用負担で、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家の助言を得ることができる。
- (7) 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他必要がある場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。
- (8) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会がやむを得ないと判断する事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

「独立委員会委員の氏名及び略歴」

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。
各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

柳田 幸男（やなぎだ ゆきお）
昭和 35 年 4 月 弁護士登録
昭和 57 年 4 月 柳田国際法律事務所 代表者（現任）
昭和 63 年 4 月 日本弁護士連合会常務理事
平成 3 年 1 月 米国ハーバード大学ロースクール客員教授
平成 15 年 6 月 YKK 株式会社社外取締役（現任）
平成 22 年 11 月 早稲田大学理事（現任）

安田 信（やすだ まこと）
昭和 62 年 5 月 エルダース アンド ヤスタ 代表取締役社長
平成 18 年 6 月 ㈱山武（現：アズビル㈱）取締役（現任）
平成 19 年 6 月 兼松繊維㈱取締役（現任）
平成 20 年 9 月 ㈱安田信事務所代表取締役社長（現任）

（注）平成 26 年 6 月 26 日開催の当社第 79 期定時株主総会にて社外取締役として選任
予定。

石渡 信行（いしわた のぶゆき）
昭和 50 年 4 月 公認会計士登録
昭和 51 年 1 月 税理士登録
昭和 63 年 4 月 清新監査法人 代表社員（現任）
平成 11 年 8 月 アデコ㈱社外監査役（現任）
平成 15 年 7 月 清新税理士法人 代表社員（現任）

以上

「買付情報」

- (1) 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁹とする特別関係者並びに組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営方針（過去に違法行為を行ったことのある場合又は法令遵守に関して行政庁等から指摘を受けた場合にはその事実を含む。）、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含む。）
- (2) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付等の実現可能性等を含む。）
- (3) 買付価格の算定根拠（買付等の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報等を含む。）
- (4) 買付等資金の裏付け（買付等資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- (5) 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報並びに買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含む。）
- (6) 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- (7) 買付等完了後の買付者等が意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (8) 買付等後の当社グループの従業員、取引先、債権者等当社の利害関係者等に対する基本方針
- (9) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (10) 買収提案に関して適用される国内外の法令等に基づく規制事項、国内外政府又は第三者から取得すべき競争法その他法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性
- (11) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (12) その他、独立委員会が必要と判断する情報

以上

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

「新株予約権の概要」

(1) 新株予約権の数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の数は、新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とする。なお、時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(9)項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹¹、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹² (以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称する。)は、原則として、新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができない (但し、非居住者の保有する新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(9)項(b)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。)。さらに、新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、新株予約権を行使することができない。

(8) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 当社による新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し (その一部の取得は認められない。)、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該

¹⁰ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。本書において同じとする。

¹¹ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等 (金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとする。)の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとする。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有 (これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとする。本書において同じとする。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。)をいう。

当社取締役会の別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において別途定める。

(11) 新株予約権証券の発行
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成 26 年 5 月 16 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

(13) その他
上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以上

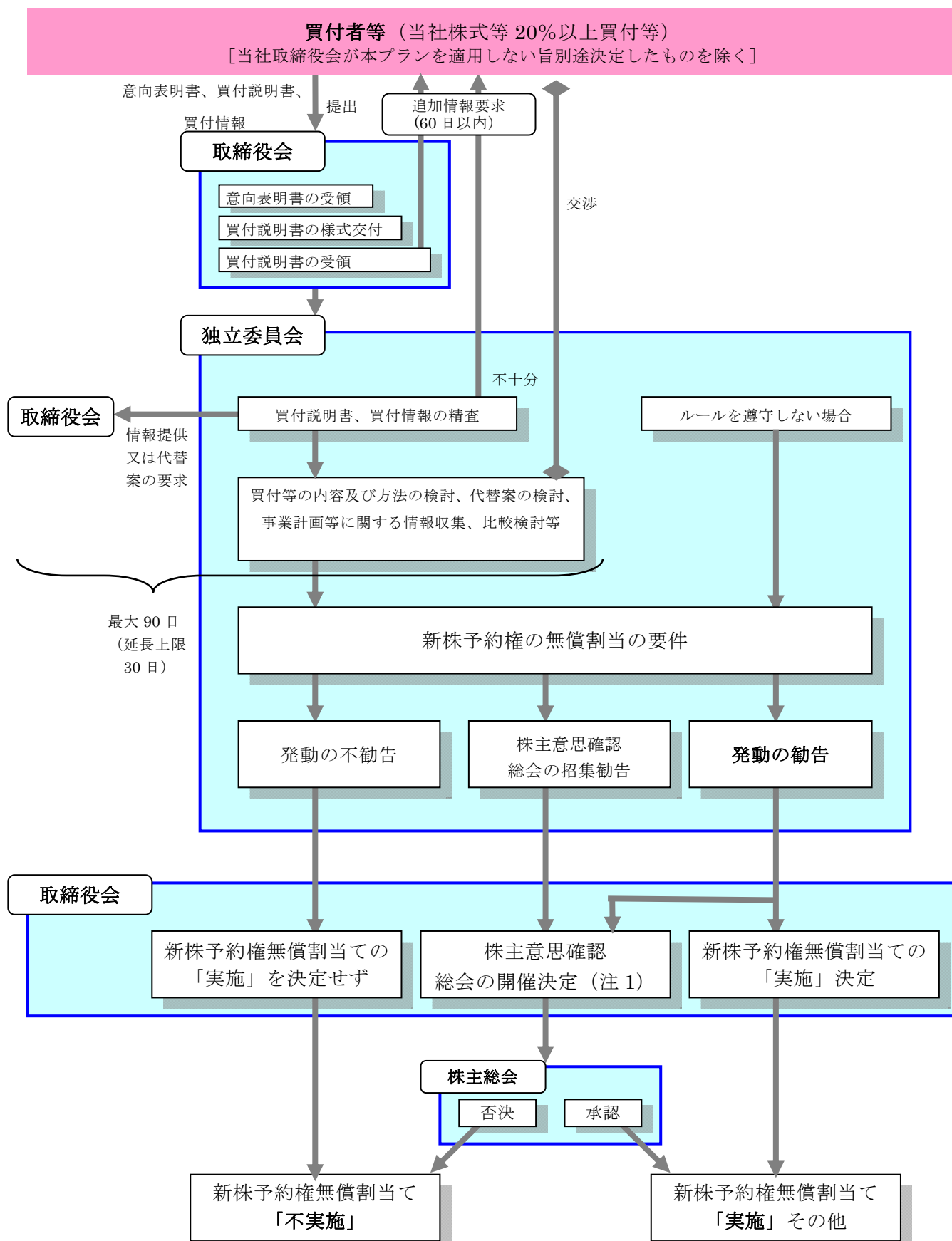
当社の大株主の状況

平成 26 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	所有株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	16,275	6.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	14,794	5.73
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,299	4.38
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	8,100	3.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,924	3.07
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	7,830	3.03
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420	2.48
日 新 製 鋼 株 式 会 社	4,986	1.92
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,637	1.79
ザ チューズ マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニ バス アカウト	4,558	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式 18,174 千株（所有株比率 7.04％）を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
2. 持株数は千株未満を、所有株比率を小数点第 2 位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

当社株式大量取得行為に関する対応図（概要）



(注 1) (i)独立委員会が、本新株予約権の実施に際して株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その 2 の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができます。

(注 2) 概略図は、本プランの概要をわかりやすくご理解いただくため、あえて詳細な事項を捨象して作成されたものです。本プランの正確な内容については、本プレスリリースの本文を御参照下さい。